



2018年5月14日

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

【業界初】介護離職を防止する保険『親子のちから』の販売開始 ～介護サービスと保険の一体提供～

損害保険ジャパン日本興亜株式会社（社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン日本興亜」）は、親を介護する子が負担する介護費用を補償する業界初の保険『親子のちから』の販売を、2018年10月1日から開始します。

1. 商品開発の背景

近年、要介護（要支援）認定者が640万人を超え、子が親を介護するケースが増加しています。

これに伴い、親の介護による離職者が年間10万人に達しており、離職した本人の経済的負担や雇用していた企業の損失が大きな課題となっています。

損保ジャパン日本興亜は、この課題を解決するため、親を介護しながら働く子（勤労者）の「仕事と介護の両立」を支援できる業界初の保険『親子のちから』を開発しました。加入者となる子（勤労者）が介護サービスを円滑に利用でき、同時に子が負担する親の介護費用を補償する、介護サービスと保険の一体提供を実現した商品です。

2. 商品概要

（1）契約方式

- ・企業等を契約者とし、企業等の構成員（補償対象者の子）が任意に加入する団体保険です。
- ・加入者の親または加入者の配偶者の親から、補償対象者を指定して加入いただきます。

（2）販売開始時期

2018年10月1日保険始期契約から

（3）補償内容

- ・補償対象者（親）が所定の要介護状態となり、その介護のために加入者（子）が負担した介護費用（実費）を補償します。

（4）保険料

団体規模（加入者数）等の契約条件に応じた保険料でご加入いただけます。

（例）補償対象者（親）の年齢65才～69才、加入者数1000人以上（団体割引20%）

保険金額 300万円 月払保険料 2,000円

保険金額 500万円 月払保険料 3,050円

保険金額 1000万円 月払保険料 4,920円

3. 『親子のちから』の特長

（1）提携事業者への介護費用直接支払【業界初】

- ・加入者が提携事業者の直接支払の対象となるサービスを利用した場合、損保ジャパン日本興亜から提携事業者へ介護費用を直接お支払いすることができます。これにより、加入者の一時的な介護費用負担や保険金請求のお手間を軽減し、円滑な介護サービスのご利用を実現します。

(2) 幅広い要介護状態を補償

- ・ 公的介護保険制度の要介護 2 ～ 5
- ・ 公的介護保険制度の要介護 1 かつ認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上

(3) 仕事と介護の両立を支援する多様な介護費用をカバー

- ・ 介護認定の度合いに関わらず、親の介護にかかった以下の費用をお支払いします。

- ①公的介護保険制度の自己負担、回数や時間を上乗せ利用した場合の費用
- ②家事代行サービス利用費用
- ③安否確認サービス利用費用
- ④配食サービス利用費用
- ⑤住宅改修費用
- ⑥有料老人ホーム等入居費用

(4) 加入者および補償対象者をサポートする付帯サービス

- ・ 認知機能低下予防、介護負担軽減のための情報を提供するWEBサービスを、加入者および補償対象者にご提供します。

4. 今後の展開

高齢化の進展により、介護離職者は今後も増えていくことが予想されています。

損保ジャパン日本興亜は、「世界に誇れる豊かな長寿国日本」の実現に向けて介護事業に取り組むSOMPOホールディングスグループの中核企業として、今後も介護に関するお客さまの安心・安全・健康に資する商品・サービスをご提供していくことで、介護離職ゼロの実現に貢献していきます。

以上

【参考】

<「要支援・要介護度」の目安>

要支援・要介護度	状態の目安
要介護1	排便・入浴に一部手助けが必要
要介護2	歩行・立ち上がりが一人でできない
要介護3	排便・入浴などに全面的な手助けが必要
要介護4	日常生活に全面的な手助けが必要
要介護5	生活全般に全面的な手助けが必要

<「認知症高齢者の日常生活自立度」の判定基準>

認知症高齢者の日常生活自立度	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる
III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ介護を必要とする
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ常に介護を必要とする
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする